



貸金業者登録票および貸付条件等

貸金業法第14条第2項および第23条第1項に基づく
掲載

2024年4月1日

貸金業者登録票

貸金業者登録票

登録番号 東京都知事 (3) 第31669号
登録有効期間 令和5年11月29日 ~ 令和8年11月28日
商号 マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド

貸付条件等

媒介条件表	
媒介手数料の計算方法	元本 × (0.001% ~ 5.0%)
媒介に係わる貸付の条件	
媒介の種類	手形貸付の媒介、証書貸付の媒介、極度方式基本契約の媒介、手形の割引の媒介、売渡担保の媒介
媒介手数料の割合	5%
媒介先の貸付利率 又は割引率	0.001% ~ 15.0%
媒介先の返済の方式	一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式
媒介先の返済期間	1 ~ 360 カ月
媒介先の返済回数	2 ~ 360 回
貸金業務取扱 主任者の氏名	山田 大裕 河野 仁
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
媒介先業者名	